

旭川市広報広聴推進懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 市の広報広聴活動について、市民の意見を反映し、効果的な推進を図るため、旭川市広報広聴推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、市が実施する広報広聴活動についての意見交換等を行う。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 各種団体関係者
- (2) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。ただし、参加者が必要と認めたときは、総合政策部広報広聴課長が進行役を行うことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総合政策部広報広聴課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、総合政策部広報広聴課長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。